

裁判員制度に思う

庄司木材(株)

庄司 良雄

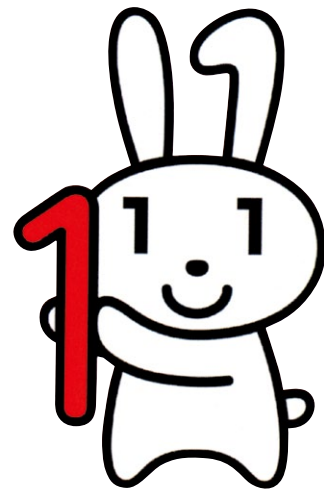
平成28年(2016年)1月よりマイナンバー制度の運用が開始されました。その前段階として平成27年(2015年)10月からマイナンバーの個人番号が順次郵送されました。当時江東西法人会及び税理士会では、企業でのマイナンバーの取り扱い方やマイナンバーの使い方の研修会が頻繁に開催されました。

マイナンバーは「社会保障」「税」「災害対策」の3つの利用目的に限られており、28年以降提出すべき申請書および届出書にはマイナンバーを記すこととなりました。

健康保険・厚生年金・雇用保険・所得税確定申告書・支払調書・源泉徴収票等、そのため銀行・証券会社・勤務先にお知らせしなくてはなりません。また、企業側は、マイナンバー単独で身分証明書として活用できるため、個人情報としてむやみに教えることなくマイナンバーを厳重管理のもと適正に運用しなくてはなりません。千葉に在住の方はすでに来ましたとか、江東区の方はあと2週間後には届くはずですよという状況の中、私もいつ来るのか楽しみにしておりました。そんな中、家に帰ると妻が青ざめた顔で座り込んでおります。「あんた、なにしでかしたの?」、よく見ると最高裁判所からの封書です。思い当たるわけもなく(内心は俺は何をやっちゃったんだ? もしかしたら・・・あれか・・・? いやいや もう時効だよな・・・いやいや そんなことはない)等とよからぬ想像をし、動悸が高鳴る中、震える指でハサミを使い開封しました。すると、あなたは裁判員制度の裁判員候補に選ばれましたと最高裁判所長官のにこやかにほほ笑む写真入りの挨拶文です。「げー マイナンバーどころじゃない なんて人騒がせな! 裁判所に訴えてやる!」「57年間 宝くじもビンゴ大会でも当たったことがない俺に なにー」と訳の分からないことを叫んでおりましたら「だから籤運悪いのよ」と妻の憐れむような眼差しが胸に二重に突き刺さりました。

それからというものの新聞雑誌に裁判員制度によって行われた事件裁判を見、裁判員制度について調べました。

裁判員制度は無作為に選ばれた有権者が裁判員となり裁判官とともに裁判を審理していく制度で、平成21年(2009年)5月に施行され8月から東京地方裁判所で最初の公判が行われました。国民の司法参加により様々な視点を審理に反映し、わかりやすい裁判を目指し司法に対する理解と信頼の向上を図ることが目的です。



マイナちゃん
問屋組合創立111周年の構想をひらめいた、
マイナンバーキャラクターです
出典：国税庁

対象となる事件は

- ①殺人
- ②強盗致死傷
- ③傷害致死
- ④危険運転致死
- ⑤現住建造物放火
- ⑥身代金目的誘拐
- ⑦保護責任者遺棄致死
- ⑧覚せい剤取締法違反

等、ちょっとおどろおどろしい事件ばかりです。「ん～ん」、私の周りに誰か体験者はいるのかなあ。さりげなく友人知人取引先に聞いてみました。なぜなら、裁判員自身が自らを裁判員であることを公にしてならないと禁止されております。裁判員への接触や働きかけを防ぐとともに裁判員自身の安全を確保するためでもあります。ただし、家族もしくは休暇を頂くうえで勤務先には早く相談の事、また裁判終結後は口外しても良いそうです。

友人 A 開業医のため免除になった

銀行員 B 裁判に参加したがその後転職したため詳細わからず

- 木材業界 C
- ①千葉県在住のため最初に呼び出されたのは20人位で面談ののち8人に選ばれ中には銚子から泊りがけで来たおばあちゃんがいた
 - ②現場写真をみて貧血で倒れた男性がいた
 - ③1日のうち5～6時間位で5日間だった
 - ④日当が出た
 - ⑤別室で裁判官と8人面談し1人ずつ意見を述べた
 - ⑥終わると協力記念の記章を頂いた

等、裁判員になられた方は非常に少ないことが判明し、益々底なし沼に落とされた気分となりました。1億人の中から補充裁判員を含め9,000人が選ばれ10,800人に1人、0.01%の確率だそうです。20歳以上で衆議院議員の選挙権があれば誰でも裁判員に選ばれる可能性はある反面、なれない方は欠格事由のある人

- ①国家公務員法第38条の規定に該当する人(国家公務員になる資格がない人)
- ②義務教育を修了していない人
- ③禁錮以上の刑に処せられた人
- ④心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人

就職禁止事由のある人

- ①国会議員・国務大臣・国の行政機関の幹部職員
- ②司法関係者
- ③大学の法律学の教授・准教授

- ④都道府県知事及び市町村長
- ⑤自衛官
- ⑥禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない人
- ⑦逮捕または勾留されている人

事件に関する不適格事由のある人

- ①審理する事件の関係者
- ②不公平な裁判をする恐れがあると認められた人

それからというもの、特に裁判に興味を持つようになりテレビ新聞はもちろん事件簿にも目を通すようになりました。原則として裁判員を辞退することはできません。私のような人間が他人様を裁く資格・権利があるのかという自問自答の中、「清く、正しく、美しく」と思い、真面目に生きていくことを決意した次第であります。

つい最近の裁判員制度の判例 関連記事

日本経済新聞 2018年(平成30年)7月7日(土曜日) 13版 社会 34

元保護者会長に無期懲役

千葉女児殺害で地裁判決

野原俊郎裁判長は判決理由で、被告が事件当時、リンさんの通っていた小学校の保護者会長だった点を踏まえ、「社会や学校教育に与えた衝撃や不安は計り知れない」と述べ、「被告の刑事責任は非常に重い」と指摘した。

一方で、死刑を回避した理由については、無期懲役が言い渡された他の同種事件と比べ、「殺害行為が計画的だったともいえない」として、「死刑がやむを得ないとは認められない」と結論付けた。

争点となっていた遺体に残されていたDNA型は、鑑定信用性を認めたと上で、「残した犯人が被告と強く推認される」とした。

被告人側は即日控訴

野原俊郎裁判長は判決理由で、被告が事件当時、リンさんの通っていた小学校の保護者会長だった点を踏まえ、「社会や学校教育に与えた衝撃や不安は計り知れない」と述べ、「被告の刑事責任は非常に重い」と指摘した。

一方で、死刑を回避した理由については、無期懲役が言い渡された他の同種事件と比べ、「殺害行為が計画的だったともいえない」として、「死刑がやむを得ないとは認められない」と結論付けた。

争点となっていた遺体に残されていたDNA型は、鑑定信用性を認めたと上で、「残した犯人が被告と強く推認される」とした。

判決後、リンさんの遺影の前に会見する父親のハオさん(6日、千葉市)

野原俊郎裁判長は判決理由で、被告が事件当時、リンさんの通っていた小学校の保護者会長だった点を踏まえ、「社会や学校教育に与えた衝撃や不安は計り知れない」と述べ、「被告の刑事責任は非常に重い」と指摘した。

一方で、死刑を回避した理由については、無期懲役が言い渡された他の同種事件と比べ、「殺害行為が計画的だったともいえない」として、「死刑がやむを得ないとは認められない」と結論付けた。

争点となっていた遺体に残されていたDNA型は、鑑定信用性を認めたと上で、「残した犯人が被告と強く推認される」とした。

判決によると、昨年3月24日、登校中のリンさんを軽乗用車に乗せて連れ去り、わいせつな行為をしたとされた。野原俊郎裁判長は判決理由で、被告が事件当時、リンさんの通っていた小学校の保護者会長だった点を踏まえ、「社会や学校教育に与えた衝撃や不安は計り知れない」と述べ、「被告の刑事責任は非常に重い」と指摘した。

一方で、死刑を回避した理由については、無期懲役が言い渡された他の同種事件と比べ、「殺害行為が計画的だったともいえない」として、「死刑がやむを得ないとは認められない」と結論付けた。

争点となっていた遺体に残されていたDNA型は、鑑定信用性を認めたと上で、「残した犯人が被告と強く推認される」とした。

野原俊郎裁判長が判決を述べた後、リンさんの遺影の前に会見する父親のハオさん(6日、千葉市)